平成２６年（フ）第１００８号
京都市伏見区羽束師古川町205番地の34
債務者　笠谷　昌彦
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０４６号
京都市伏見区深草西浦町８丁目31番地　Ｌｕｘｅ深草303
債務者　日野　完二
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６２号
京都市伏見区新町４丁目465番地１　浜大手筋ケンネル208号室
債務者　中村幸津枝
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６３号
京都市山科区大塚北溝町45番地　ペアシティ大東105
債務者　臼元　　旭
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０７１号
京都市南区吉祥院中河原里西町40番地１
債務者　上原　樹子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５３号
京都府宮津市字波路102番地の66　府営住宅１棟202
債務者　伊藤　明彦
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第９１号
岡山県美作市豊国原1022番地１　サニーメゾンＣ201
債務者　新免　和人
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２１号
長崎県五島市富江町岳1756番地２、住民票上の前住所長崎県南松浦郡富江町富江郷256番地
債務者　福本美代子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月24日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第２４４号
沖縄県浦添市西原６丁目30番14―203号　マンションオアシス
債務者　神里　利恵
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２８０号
沖縄県豊見城市字与根200番地
債務者　伊良部大聖
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２８７号
沖縄県浦添市宮城５丁目４番25―205号　羽地マンション
債務者　金城　　大
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２９２号
沖縄県糸満市西崎２丁目５番２―501号　県営西崎団地
債務者　上原　健義
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第７６９号
千葉県八千代市高津832番地１　高津団地３街区14棟301号
債務者　谷口　利満
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７９４号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地３街区26棟406号
債務者　三野　俊宏
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７９７号
千葉県船橋市前原西７丁目８番２号　バルセローラ105号
債務者　松本　暢行
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８０４号
千葉市中央区院内１丁目２番21号　フラッツ100―321号
債務者　篠田　裕子
1　決定年月日時　平成26年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係